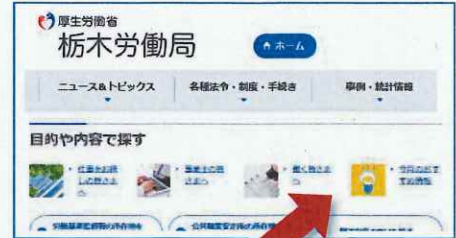


(別紙：広報例文)

栃木労働局「今月のおすすめ情報」を発信しています！

栃木労働局では、**主要な取組、重要なお知らせ**を「**今月のおすすめ情報**」としてリーフレット形式でまとめ、**毎月、栃木労働局ホームページで情報発信**しています。

「今月のおすすめ情報」は、**前月下旬頃に発信**しています。事業主の皆さまのお役に立てる情報をお届けいたしますので、ぜひご活用ください！



HPのトップページの
ここに掲載しています！

◆ 栃木労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

【お問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028-633-2795



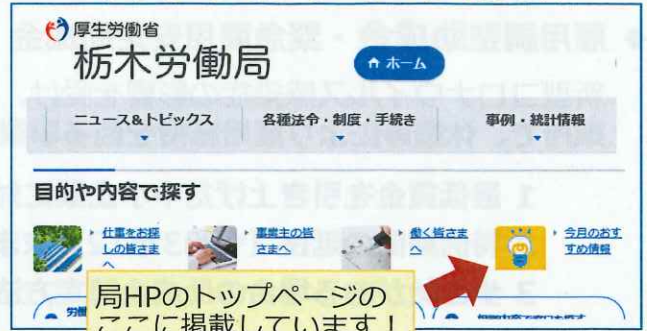
栃木労働局「今年(12月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今年のおすすめ情報



～今年のおすすめ情報～



① 令和3年度 年末年始無災害運動 (12月1日～1月31日)

令和3年(10月末日現在)の栃木労働局管内の労働災害による死亡者数は15人で、前年同期と比較し7人増加、休業4日以上之死傷者数が1,761で327人増加となっており、由々しき事態が続いています。

そうした中、本年度も

「年末年始も 安全作業 あなたが無事故のキーパーソン」

を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。皆様の積極的な災害防止活動をお願いします。

全国版



栃木局版



② 栃木県特定最低賃金が令和3年12月31日から改定されます ～引き上げを予定～

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

効力発生日 2021(令和3)年12月31日	電子部品等製造業	940円	
塗料製造業	992円	自動車・同付属品製造業	947円
はん用機械器具製造業	939円	計量器等製造業	940円

注) 1 令和3年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者(適用除外労働者を除く)については、令和3年10月1日以降「栃木県最低賃金(時間額)882円」が適用されます。



③ 業務によってコロナ感染した場合、労災保険給付の対象となります!

対象となるのは、

- ・感染経路が業務によることが明らかな場合
- ・感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務*に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

詳しくはこちら



*例えば、複数の感染者が確認された職場での業務、顧客等との近接や接触の機会が多い業務です。

④ 雇用維持の確保を支援します！

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和
- 2 特例期間の延長（令和3年12月末まで延長）
- 3 歩合給がある場合の助成金算定方法の変更



◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金対象に追加となりました。



【出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所： ☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】各ハローワーク又は職業対策課分室へ

各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html

⑤ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！ ～みんなでNOハラスメント～

○ 来年4月から中小企業にパワーハラスメント防止措置が義務化されます。

これに向け、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に、企業の取組を推進するための取組を行っていきます。

1 「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。ぜひご利用ください！

- ・ 設置期間 令和3年12月1日～令和4年3月31日
- ・ 受付時間 8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除きます
- ・ お問合せ ハラスメント対応特別相談窓口（雇用環境・均等室内）
☎ 028-633-2795

<労働者向け相談：ハラスメント悩み相談室> ※夜間や土日の相談もできます

- ・ 受付時間 月曜～金曜12時～21時 土曜・日曜10時～17時
- ・ お問合せ ☎ 0120-714-864（ナイヨ ハラス）
※メールでの相談も可能です（詳細はサイトへ）



2 「働きやすい職場づくりセミナー」を開催し、パワーハラスメント防止対策について分かりやすく解説します。ぜひ、この機会にご参加ください。

- 【日時・場所】
- 令和3年12月 3日(金) 14:00～ 宇都宮市文化会館
 - 令和3年12月 9日(木) 14:00～ 那須野が原ハーモニーホール
 - 令和3年12月16日(木) 14:00～ 佐野市文化会館



※セミナーでは、改正育児・介護休業法、新たなるみんな認定等の解説もあります